

経営事項審査の基準改正（令和８年７月１日）による再審査について

四国地方整備局 計画・建設産業課

「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示」（令和８年２月６日付（国土交通省告示第２６２号））並びに、「経営事項審査の事務取扱について（通知）」（平成２０年国総建第２６９号）について、令和８年７月１日に改正施行がありました。

建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第２０条第２項の規定に基づき、改正前の基準に基づく審査結果の通知を受けた建設業者については、再審査を申し立てることができます。

１．再審査の対象となる項目

①項番５１ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
加点配分のみ見直し（内容変更は不可）

②項番５２ 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無
国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っている場合に加点する。

③項番６２ 建設機械の保有状況
「アスファルト・フィニッシャ」「不整地運搬車」を評価対象として追加する。

２．再審査の手続き

①対象者

再審査申請日において、再審査の申立を行う「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効期限内であること。（審査基準日から１年７ヶ月以内）

②受付期間

令和８年７月１日（水）から令和８年１０月２８日（水）まで

③手数料

無料

④申請書類

（イ）経営規模等評価再審査申立書（建設業法施行規則様式第２５号の１１（別紙一、別紙二、別紙三を含む））

再審査を求める理由の欄には、「令和８年７月１日施行による審査基準の改正のため」と記載してください。再審査に係る項目以外については、当初の申請と全く同じ内容で記載して

ください。

(ロ) 現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

⑤確認書類

再審査の対象となる項目のみ、確認書類を提出してください。

必要書類は、四国地方整備局「経営規模評価等申請・総合評定値請求の手引き」（令和8年7月版）で確認してください。

3. 留意事項

・再審査の受審は任意です。

・改正基準を適用しても総合評定値の変化が見込まれない場合は、今回の再審査を受審することはできません。例えば「建設機械の保有状況」の加点テーブルは以下のとおりであり、台数が増えても、点数に変動がない場合があります。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

・再審査により通知された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が競争参加資格審査で適用となるか（再審査結果をもって資格の再認定があるか等）については、各発注機関に確認してください。

(問い合わせ先)

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

TEL : 087-851-8061 (代表)